

長久手市建設工事余裕期間制度実施要領の制定について

長久手市では施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行を推進する取組として、請負者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資するための余裕期間を設定する工事を導入します。

1 制度の概要

(1) 用語の定義

① 余裕期間

実工期の前に90日を超えない範囲内で、請負者の工事施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力を確保するために設ける期間をいいます。

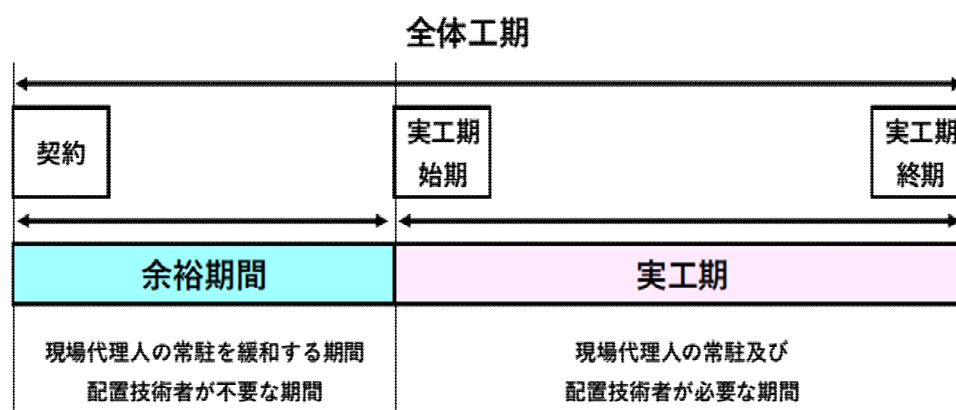
現場代理人、監理技術者等の配置が不要であり、実工期ではないため、工場製作、現場での測量、資機材の搬入、仮設物の設置、その他の準備工事を含み、工事に着手することはできません。ただし、それ以外の工事のための準備は請負者の裁量で行うことが可能です。

② 実工期

工事の準備期間及び後片付け期間を含み、実際に工事を施工するのに要する期間で、着手日から工事の終期(完了日)までをいいます。

③ 全体工期

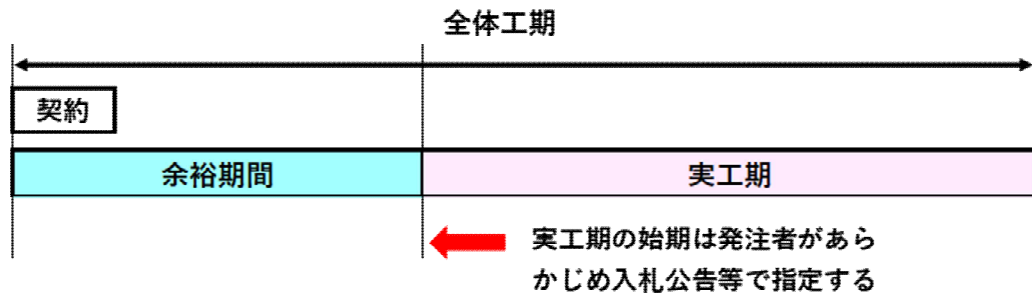
余裕期間と実工期を合わせた期間であり、契約締結日の翌日から、市があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工事完了期日までの期間をいいます。



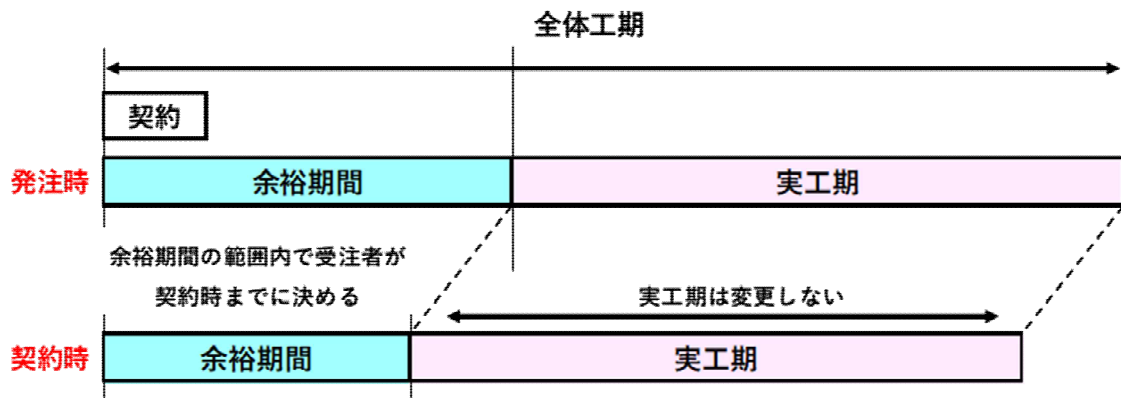
(2) 実施方法

発注者があらかじめ実工期の始期(着手日)を指定する方式【発注者指定方式】、又は請負者が契約日までに実工期の始期(着手日)を余裕期間内の任意の日から選択できる方式【任意着手方式】のいずれかとし、長久手市が工事内容に応じて指定します。

【発注者指定方式】



【任意着手方式】



2 適用工事

維持修繕工事及び機器更新に係る工事を除き、余裕期間を設定しても工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、緊急性がなく、当該制度を適用することが適当であると認める工事のうち、長久手市が指定する工事について適用します。

余裕期間制度を適用し発注する工事は、【発注者指定方式】による場合は工事名の末尾に「(余裕期間・発注者指定)」、【任意着手方式】による場合は工事名の末尾に「(余裕期間・任意着手)」と明記します。

3 効果(メリット)

- ・ 建設業者側の観点から施工時期の平準化や生産性の向上が期待されます
- ・ 切れ目のない受注機会が期待され、施工時期の平準化が推進されます
- ・ 配置技術者について配置時期の調整が可能となります
- ・ 労働者や建設資機材の円滑な確保が可能となります

4 その他

制度の詳細については「長久手市建設工事余裕期間制度実施要領」、「余裕期間制度適用工事に関するQ&A」をご確認ください。

【問合せ先】 長久手市総務部行政課契約検査係 電話0561-56-0605(直通)

「長久手市余裕期間制度適用工事」に関するQ&A

【余裕期間制度の考え方について】Q1～Q5

【余裕期間制度適用工事における手続等について】Q6～Q21

Q1:余裕期間制度とはどのような制度ですか。

A1:余裕期間制度とは、契約ごとに、90日を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期(着手日)もしくは終期(完了日)を発注者が指定、または、請負者が選択できる制度です。

Q2:余裕期間制度に係る用語について教えてください。

A2:

①余裕期間

契約締結日の翌日から工事の始期(着手日)の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、労働者の確保や現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができる期間です。

②実工期

工期の始期(着手日)から終期(完了日)までの期間を指し、実際に工事を施工するための期間です。準備期間や後片付け期間も含まれます。

③着手期限日

請負者が工事に着手しなければならない期限で、任意着手方式においては発注者が特記仕様書に明記します。請負者は着手期限日までの休日を除く任意の日を工事の始期として設定し、入札後、速やかに工事の始期届出書により着手日を発注者に届出なければなりません。

④全体工期

契約締結日の翌日から完了日までの期間です。

Q3:余裕期間制度にはどのような方式がありますか。

A3:以下の2つの方式のいずれかを市が指定します。

①発注者指定方式

発注者があらかじめ工事の始期(着手日)を指定する方式です。

契約締結日の翌日から着手日までの期間が余裕期間となります。

②任意着手方式

発注者が指定した着手期限日までの間で、請負者が着手日を選択する方式です。

工期は、請負者が選択した着手日から発注者が指定する実工期(標準)日数を加えたものとなり、契約締結日の翌日から、請負者が決めた着手日の前日までの期間が余裕期間となります。

Q4:現場代理人、主任技術者又は監理技術者等は、いつから設置しなければいけないのですか。

A4:余裕期間内は、着手の前ですので、現場代理人や技術者等の配置を要しません。着手日から配置してください。

Q5:余裕期間制度内に行ってよい作業にはどのようなものがありますか。

A5:現場に搬入しない資機材等の準備、労働者の確保、設計の照査及び関係者との協議、書類の作成は可能ですが、工場製作、現場での測量、現場への資機材の搬入や仮設物の設置その他準備工事など、工事に着手したと判断される準備はできません。なお、余裕期間内に行う準備に係る経費は請負者の負担となります。

Q6:契約書などに記載される工期はどの期間になりますか。

A6:実工期の期間となります。

Q7:工事実績情報システム(CORINS)の登録に違いはありますか。

A7:余裕期間制度適用工事については、下記に留意の上、工事実績情報システム(CORINS)の登録を行ってください。

【受注登録の時期】

通常の工事と同様に契約締結後10日(休日を除く。)以内に登録してください。

【契約工期の登録】

全体工期となります。(実工期ではありません)

・開始年月日:契約締結日の翌日(余裕期間の始期)

・完了年月日:工事の終期(完了日)

【技術者情報(従事期間)の登録】

実工期となります。(全体工期ではありません)

・開始年月日:工事の始期(着手日)

・完了年月日:工事の終期(完了日)

Q8:工事の契約締結後、前払金の請求はできますか。

A8:対象工事に係る前払金は、着手日以降の請求となります。(いわゆるゼロ債務適用工事において、契約初年度において前払金を支払わない旨が定められているときは、次年度以降の請求となります。)

Q9:任意着手方式の場合、工事の始期届出書はどのように提出すればよいですか。

A9:入札後、速やかに、工事発注担当課に提出してください。

Q10:余裕期間内に完了する予定の他の工事に従事している技術者等(専任を要するもの)を余裕期間制度適用工事の技術者として配置することはできますか。

A10:余裕期間内は技術者の配置を要さないため、他の従事中の工事が着手日まで

に完了すれば、余裕期間制度適用工事の技術者として配置することが可能です。
この場合の、工事の完了とは完了検査及び引渡しの完了を指します。

Q11:契約保証は実工期期間だけでよいですか。

A11:契約保証期間については、全体工期(余裕期間+実工期)となりますので、契約締結日から、発注者指定方式による場合は実工期の完了日までとし、任意着手方式による場合は様式第1号により届け出た完了日までとしてください。

Q12:応札しようとした工事に余裕期間が含まれているか(余裕期間制度の適用工事となっているか)はどうすればわかりますか。

A12:余裕期間制度適用工事は、発注者指定方式による場合は工事名の末尾に「(余裕期間・発注者指定)」が付され、任意着手方式による場合は工事名の末尾に「(余裕期間・任意着手)」が付されています。
また、特記仕様書にも記載がありますのであわせて確認してください。

Q13:工事の工程表に余裕期間を記載する必要はありますか。

A13:工事の工程表及び施工計画書等における工程表は、着手日以降の期間で作成してください。

Q14:任意着手方式における工事の始期(着手日)はどのように設定すればよいですか。

A14:契約締結日の翌日から特記仕様書に記載されている着手期限日までの間で選択してください。ただし、着手日は官公庁の休日には設定できません。
また、特記仕様書に記載された実工期(標準)の日数に影響のないこととし、設定した着手日により完了日が休日とならないようにしてください。
なお、着手日を契約締結日の翌日、又は着手期限日に設定することも可能です。

Q15:任意着手方式における「工事の始期届出書」の「余裕期間内における連絡先」には誰を記載すればいいのですか。

A15:請け負った会社の方で連絡がつく方であればどなたでも構いません。

Q16:工期の終期(完了日)について教えてください。

A16:工期の終期(完了日)は余裕期間制度の採用方式により異なります。
発注者指定方式の場合は、特記仕様書に記載された工期末日がそのまま工事の完了日となります。
任意着手方式の場合は、「工事の始期届出書」にて届け出た着手日から特記仕様書に記載された実工期(標準)の日数を経過した日が工事の完了日となります。
なお、着手日の設定により完了日が休日とならないようにしてください

Q17:工事契約後に着手日を変更できますか。

A17:発注者指定方式を指定された工事は、契約締結後、余裕期間内に請負者の準備が整った場合は、市と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができます。

任意着手方式を指定された工事は、契約締結後に着手日の変更の必要が生じた場合には、発注者と協議のうえ、全体工期の範囲内において着手日を変更することができます。

Q18:余裕期間制度の適用工事と通常の工事の書類の提出時期がどのように変わるか教えてください。

A18:契約締結前までに提出する書類については、余裕期間制度適用工事においても同じ取扱いとなります。ただし、任意着手方式においては、入札後、速やかに「工事の始期届出書」の提出が必要となります。

また、通常の工事において契約日以降に提出する書類は、着手日以降、同様に提出してください。「工事契約後〇〇日以内」のように提出期限が定められている書類については、契約日を着手日に読み替えてください。

なお、着手日以降に提出する書類を余裕期間内に作成することは可能です。

Q19:余裕期間内に下請契約を締結することはできますか。

A19:可能です。

Q20:余裕期間が設定されたことによる、経費の増加は変更対象となりますか。

A20:増加する費用については、積算上の割増は行わず、請負者の負担となります。

Q21:余裕期間内の工事現場の管理も契約に含まれますか。

A21:余裕期間内の工事現場の管理は市が行います。請負者の現場管理は、工事の着手日からになります。